山下(真)議員(民主県政会)

平成28年2月26日教育長答弁実録(教育委員会)

(問) タブレット端末を活用した学習に対する支援について

ディスレクシアという発達障がいのある子供の中には、文字を文字として 判読できなかったり、鏡文字に見えてしまうため、通常の授業のやり方では 十分に内容を理解することができない子供がいる。また、ごく近くの大きな 文字しか見えない弱視の子供にも困難さがある。

しかし、黒板に書かれていることや教科書のページをタブレット端末で撮影し、拡大した文字を見ながら先生の話を聞くと理解しやすいことから、これを活用して学習している学校が県内にもあり、昨年10月に文教委員会の県外調査で訪れた北海道札幌視覚支援学校でも、弱視の中学生がタブレット端末を活用して学習していた。

タブレット端末の活用は、ディスレクシアや弱視の子供の学習権を保障する上で大変有効な方法であり、当該の子供が在籍しているすべての学校でこれを取り入れるとともに、機器の購入費を補助する制度を創設するなど、健康福祉局と連携して必要な措置を講じるべきであると考えるが、教育長の所見を伺う。

(答)

読字障害や視覚障害を始め、障害のある児童生徒の学習を支援するために、 学校では、音声教材や拡大図書、読みやすくする補助具の活用など、特性に 応じた指導の工夫が行われているところであり、タブレット型端末の活用も 学習を支援する有効な方法の一つであると考えております。

タブレット型端末につきましては、すべての県立特別支援学校に、各校の 規模に応じまして、1学級分にあたる8台から3学級分にあたる24台まで、 合計で216台を整備しております。

しかしながら、小中学校につきましては、8市町が未整備となっているなど、まだ十分に整備されていない状況があると認識いたしております。

このため、教育委員会といたしましては、各市町に対し、国が I C T 環境整備のために措置している交付税も活用し、各学校への整備を進めるよう、引き続き働きかけてまいります。

また、機器の購入補助につきましては、現在、就学奨励費で一部対応しているところでございますが、その拡充について、国へ要望してまいります。